

ふくい業務改善・賃上げ応援事業（A）補助金 交付要領

（通則）

第1条 ふくい業務改善・賃上げ応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに福井県労働政策課所管補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）およびこの交付要領で定めるところによる。

（目的）

第2条 賃金の引上げを行うことを目指し、生産性向上や労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業に対し助成される厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」（以下「国の助成金」という。）に、県独自で上乘せ支給を行うことにより、県内中小企業の経営改善や労働者の所得向上を図る。

（補助対象者）

第3条 補助金の助成対象者は、国の助成金の交付額確定および支給決定通知書（以下「国の交付額確定および支給決定通知書」という。）を受け取った中小企業事業者で、福井県内の事業場において最低賃金を引き上げ、設備投資等の取組を実施した者とする。

- 2 国の助成金について、福井労働局に交付申請を行い、令和6年4月1日から令和7年3月10日までの期間に交付決定通知を受けている事業者であること。
- 3 国の交付額確定および支給決定通知書および当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、就業規則等）を適切に整備し、保管している事業者であること。
- 4 県の「社員ファースト企業」宣言において、「賃金の引き上げ」の取組を含む宣言の登録を行っていること。
- 5 国の「パートナーシップ構築宣言」を登録している事業者であること。
- 6 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- 7 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- 8 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- 9 過去1年間に、労働関係法令に違反していないこと。
- 10 県税の全税目に滞納がないこと。
- 11 国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設置された法人でないこと。（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人でないこと）

(補助対象経費および補助率)

第4条 補助金の対象は、福井労働局に国の助成金の交付申請を行い、令和6年4月1日から令和7年3月10日までの期間に交付決定通知を受け、かつ第5条に規定する提出期限までに交付額確定および支給決定通知を受けているものとする。

2 補助金の補助対象経費およびこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
国の助成金の支給決定額	5分の1

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

4 補助金の上限額は、国の助成金の上限額の5分の1、もしくは国の助成金の対象経費支出済額と国の助成金の支給決定額の差のいずれか低い方の額とする。

(支給申請等の手続き)

第5条 補助金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別紙「ふくい業務改善・賃上げ応援事業（A）補助金支給申請書兼請求書」（以下「支給申請書兼請求書」という。）（様式1）を令和7年3月10日までに、県に提出するものとする。

2 申請者は次の各号に掲げる書類を支給申請書兼請求書とともに県に提出するものとする。

- (1) ふくい業務改善・賃上げ応援事業（A）補助金参考資料（様式2）
- (2) 国の交付額確定および支給決定通知書の写し
- (3) 国の事業実績報告書（様式第9号）の写し（別紙1・別紙2を含む）
- (4) 振込先口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。)

3 申請者は、国の交付額確定および支給決定通知書の日付の翌日を起算日とした30日以内に支給申請書兼請求書および添付書類を県にメール等で提出するものとする。ただし、災害、事故その他やむを得ない事情のため遅延した場合はこの限りでない。

4 県は、支給申請書兼請求書および添付書類を審査し、支給の可否を決定するとともに支給額を算定し、別紙「ふくい業務改善・賃上げ応援事業（A）補助金 支給決定通知書」（様式3）により申請者に通知する。

(補助金の不正受給)

第6条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない補助金の支給を県から受け、または受けようとした事業主に対しては、当該不正に係る補助金について不支給とするかまたは支給を取り消し、当該補助金を不支給とした日、または当該補助金の支給を取り消した日以後三年間、補助金を支給しない。

(不正受給の定義)

第7条 補助金の不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書兼請求書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない補助金を受け、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない補助金を受け、または受けようとするをいう。

2 支給申請書兼請求書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

(事業者への通知)

第8条 不正受給であることが判明した場合には、県は当該事業者に対し第9条の規定に基づき補助金の返還の手続を行った上で、補助金を不支給とした日または補助金の支給を取り消した日以後三年間、当該事業者に対して補助金等を支給しないこととする旨を「ふくい業務改善・賃上げ応援事業（A）補助金支給決定取消通知書（様式4）」により通知する。また、県は不支給措置に係る効果により、当該期間に再び補助金等を受けようと支給申請を行うことは不正行為に当たることを併せて通知する。

(返還)

第9条 県は、補助金の支給を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、国の助成金交付決定取消通知書の写しに基づき、ふくい業務改善・賃上げ応援事業（A）補助金支給決定取消通知書（第1号に該当する場合にあっては様式4、第2号に該当する場合にあっては様式5）により、当該事業者に対して、次の各号に掲げる額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行い、返還を請求するものとする。

- (1) 当該事業者が偽りその他不正の行為によって補助金の支給を受けた場合
支給した補助金の全部、または一部の額および必要に応じて当該事業者以外の事業者
者に支給した補助金の全部、または一部
- (2) 補助金の支給すべき額を超えて補助金の支給をした場合
当該支給すべき額を超えて支払った部分の額

(延滞金)

第10条 前条第一項の(1)の規定により返還を請求した補助金については、当該事業者が補助金を受領した日を履行期限と指定して、県は当該事業者に対し、履行期限の翌日から納付日までの日数に応じ、福井県補助金等交付規則第18条の規定により、年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を請求するものとする。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、補助事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第12条 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

2 補助事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第13条 この交付要領または国の助成金要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和6年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和6年10月11日から施行する。